

びょうき 病気やケガをして仕事が続けられない

どうしたの？

びょういん じゆしん 病院を受診したら、うつ病と診断された。悪化しないために仕事を辞めたけど、収入がなくなってしまって、どのように生活していいか困っている。

こんな時、どんな制度が使える？

★病気やケガが原因で、日常生活や仕事に支障が出ている人に対して、その障がいの程度によって障害年金が支給されます。

ねんきんがく 【年金額】 (令和4年4月1日時点)

		障害の程度		
		重い	軽い	軽い
厚生年金 (2階)	1級	障害厚生年金(1級) 報酬比例の年金額×1.25	障害厚生年金(2級) 報酬比例の年金額※1	障害厚生年金(2級) 報酬比例の年金額※2
		配偶者の加給年金	配偶者の加給年金	障害 てあて金 手当金 ※3
国民年金 (1階)	1級	障害基礎年金(1級) 972,250円	障害基礎年金(2級) 777,800円	
		子の加算	子の加算	

※1 厚生年金に加入して働いた期間、給与額、賞与額によって異なります。
 ※2 障害厚生年金3級の最低保証額 583,400円
 ※3 (報酬比例額の年金額×2)を一時金として支給します。
 最低保証額は1,166,800円

【等級の違い】

- 1級** 他人の介助がなければ日常生活がほとんどできない、活動範囲がベッド周辺に限られるなど
- 2級** 他人の助けを必要としなくても日常生活が極めて困難で、労働による収入は得られないなど
- 3級** 日常生活への支障は少ないが、労働については制限があるなど ※国民年金に3級はありません。



【請求条件】

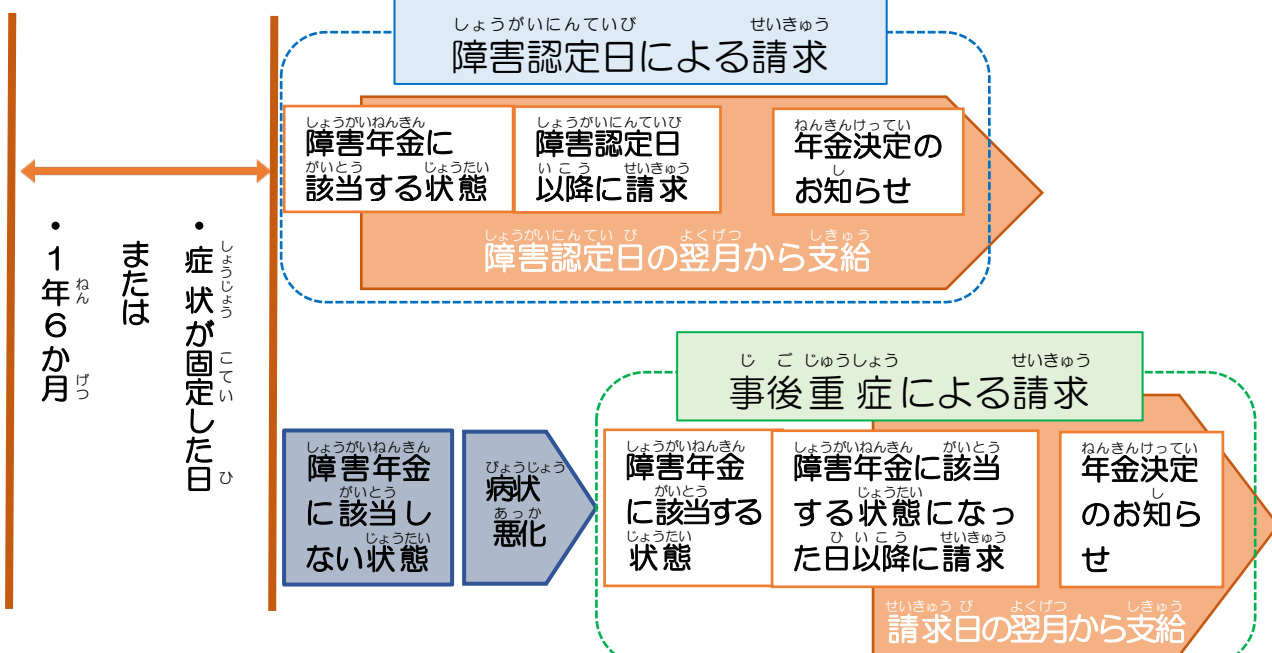
- ① 国民年金、厚生年金に加入していること
- ② 障害等級に該当していること
- ③ 一定の保険料を納めていることなどの条件があります。

つか どうすれば使える？

初診日：障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日
 障害認定日：障害の状態を定める日のこと

初診日

障害認定日



てつづ 【手続きの流れ】



ここに気をつけよう！

- 初診日の特定が重要なので、先に年金事務所に相談に行くことをお勧めします。
- 日頃の受診の時に、医師に自分の症状や日常生活や就労の困りごとを伝えていることが大切です。
- 初診日が20歳前の場合は、保険料納付は問われません。
- 障害者手帳がなくても請求できます。
- 年金は、5年前まで遡って支給されますが、5年より前の方は、時効によりもらえません。

くわ
詳しくはこちらへ

お近くの年金事務所、年金相談センター